

# まちづくりだより

発行／浦安市 都市政策部  
まちづくり事務所

令和4年6月1日

■主な記事：令和3年度の主な取り組み  
令和4年度の主な取り組み  
お知らせ

## 令和4年度は最終工区となる第3工区の 整備に取り組みます！

やなぎ通りからみなと線までの区間を3つの区間に分割し進めてきた猫実A地区土地区画整理事業も、現在、道路築造及び宅地造成工事の完了した第1工区では、権利者による住宅の建築工事が進められるとともに、第2工区では工事完了に向け整備が進められています。

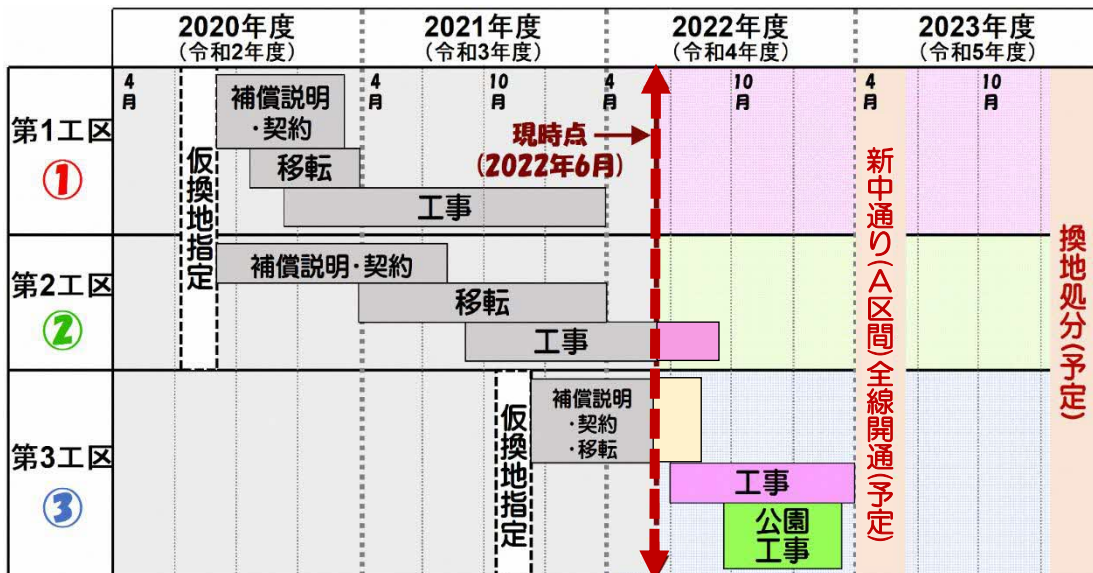
今回のまちづくりだよりでは、令和3年度の取り組みの振り返りや、第1工区及び第2工区の施工地区における令和4年度の取り組みをはじめ、今年度より道路築造及び宅地造成工事に着手する第3工区の予定などについてご紹介します。

### ●道路築造及び宅地造成工事 全体整備スケジュール

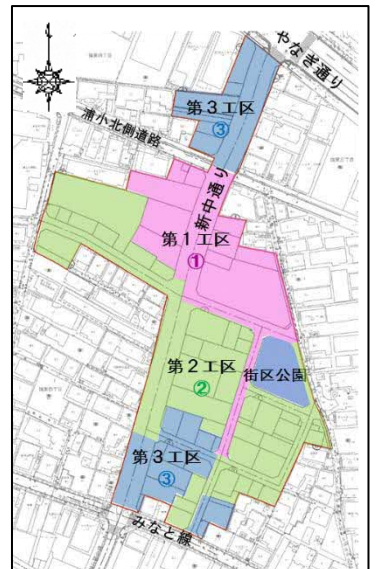
令和5年4月に新中通り（A区間）が全線開通できるよう、第2工区は令和4年8月末、第3工区は令和5年3月末の工事完了に向け整備を進めます。

道路築造及び宅地造成工事完了後、宅地の測量を行い換地先の面積を確定した上で必要な手続きを経て、令和6年3月の換地処分を予定しています。

#### ■ 事業スケジュール



#### ■ 工区別工事区域図



# 1. 令和3年度の主な取り組み

令和2年度に引き続き、第1工区、第2工区の道路築造及び宅地造成工事に取り組みました。

このほか、令和4年度に整備が予定されている公園の設計への地域の意見の反映や、やなぎ通り交差点改良に係る協議や第3工区内の権利者との調整など、令和4年度の整備工事の実施に向けた取り組みを進めました。

また、これまで整備した道路については、通行が可能となったところから順次、供用を開始するとともに第1工区内では造成が完了した宅地の使用収益を開始しました。

4(月)	
5	<b>使用収益の開始※（1件）</b> ・道路や水道、ガスなどインフラ施設の整備状況に応じ、新たな宅地の使用収益を開始しました。
6	<b>使用収益の開始（1件）</b> <b>地区住民説明会の開催（12日）</b> ・新中通りとやなぎ通りが接続する交差点の安全性をさらに向上させるために必要となる交差点の改良に伴い猫実A地区土地区画整理の事業計画変更に関する住民説明会を開催しました。
7	
8	
9	<b>事業計画の変更</b> ・地区住民説明会の後、変更事業計画案の縦覧などの手続きを経て事業計画を変更しました。
10	<b>土地区画整理審議会の開催（1日）</b> <b>仮換地指定の通知</b> ・事業計画の変更を踏まえ、関係権利者に対して仮換地指定を行いました。
11	
12	
1	
2	
3 ~4/1	<b>使用収益の開始（3月1日 1件、23日 1件及び4月1日 7件）</b> <b>まちづくり事務所移転</b> ・（令和4年4月1日より新たな事務所業務開始）

■ 地区住民説明会の様子



■ 土地区画整理審議会の様子



※使用収益の開始とは、権利者に宅地を引き渡し、指定された仮換地先で建物の建築などを行えるようにする手続きです。

## ●工事について

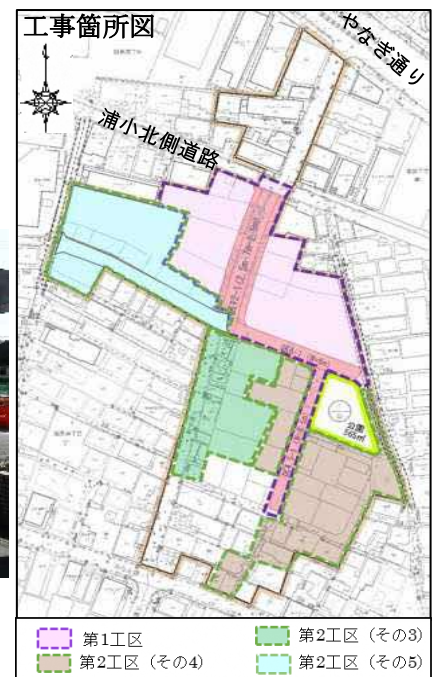
第1工区内は、令和4年3月末に概成しました。また、第2工区では、その5工事（右図水色部）が令和4年3月末に概成、その3工事（右図緑部）、その4工事（右図茶色部）は道路築造及び宅地造成工事を進めています。



■ 整備前の状況（浦小北側道路から南方向）

■ 整備後の状況

※整備後は、新中通りの電線類地中化の切り替え工事を進めます。現在新中通りに残っている電柱は、沿線全ての既存住宅で電線類の地中線へ切り替えが完了したのち抜柱します。



## 2. 令和4年度の主な取り組み

### 【第1・2工区】

- 第1工区で新中通りの無電柱化に伴う電線類の引き込み工事や設備などの付帯工事を行います。
- 第2工区は、令和3年度に引き続き、水道やガスなどのインフラ整備や道路築造及び宅地造成工事を進めます。(令和4年8月末完了予定)

- 下記の期間内において、工事の進捗などに応じ、順次、使用収益を開始します。

〔 第1工区では令和4年7月までを予定  
第2工区では令和4年10月までを予定 〕

#### ■ 工区別工事箇所図



換地設計の決定 (令和2年7月3日)

仮換地指定 (使用収益の停止)

補償説明・契約

・移転契約後、権利者による建物などの取り壊しや仮住まいへの移転

道路等整備工事

街区公園整備

使用収益の開始

・権利者による建物の再築工事、その後、仮住まいからの移転

換地処分  
(令和6年3月予定)

### 【第3工区】

- 令和4年8月下旬までに権利者による建物などの取り壊しが完了できるように移転関係権利者と引き続き補償説明を行い移転契約を進めます。

- 権利者による建物などの取り壊し完了後、水道やガスなどのインフラ整備や道路築造及び宅地造成工事を進めるとともに、やなぎ通り交差点改良工事を実施します。(令和5年3月末完了予定)

- A地区中央部東側に地域のイベントなどに活用できる広場型の街区公園を整備します。

- 令和5年5月までに全ての宅地の使用収益を開始します。

○このほか、新中通りの全面開通に合わせ、自転車安全に通行できるよう路面表示を行うなど、安全対策工事を行います。

### 3. お知らせ

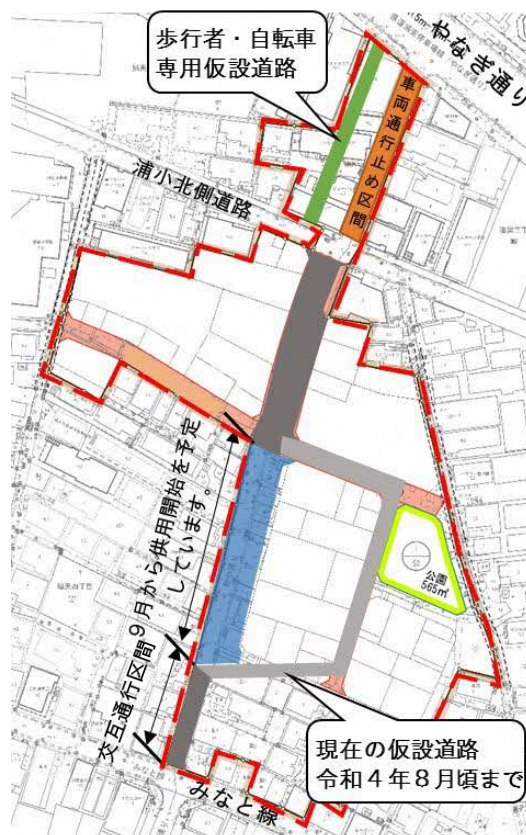
## ～第3工区の整備工事実施に伴い一部の区間で車両が通行できなくなります～

- 第3工区の工事実施に伴い令和4年11月から令和5年3月までの間、浦小北側道路からやなぎ通りまでの区間で車両の通行ができなくなりますのでご注意ください。なお、歩行者及び自転車については、仮設道路を設置しますので、ご利用ください。

また、みなと線から約50メートルの区間は、10月頃より工事中、片側交互通行となります。

仮設道路への切り替え時期や迂回路のご案内は、工事の状況を見据え、市のホームページや現地看板などで周知します。

ご不便・ご迷惑をおかけしますが、  
ご理解とご協力をお願いします。

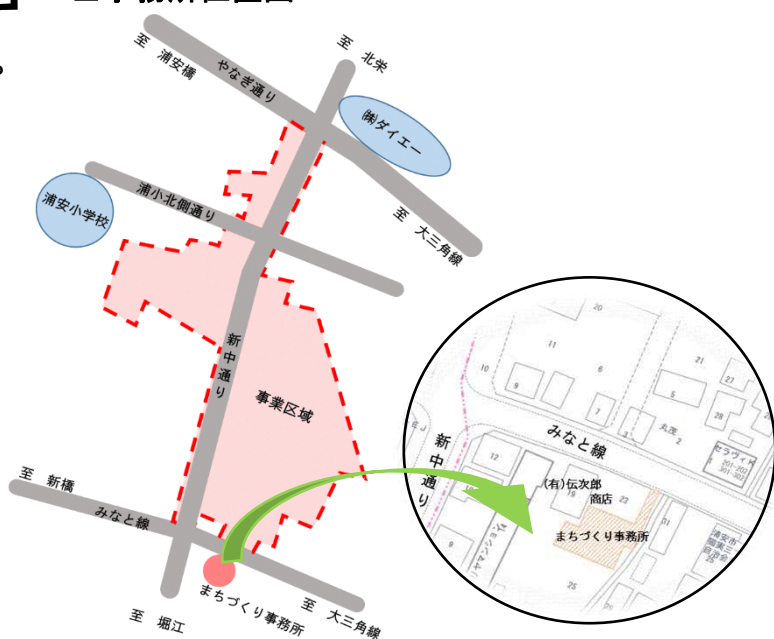


### ●まちづくり事務所は令和4年4月1日から新たな場所で業務を行っています。

### ■事務所位置図



■みなと線から見たまちづくり事務所



事業に関する問い合わせや相談 浦安市 都市政策部 まちづくり事務所  
住所：浦安市猫実3-6-22  
TEL：047-382-3721 FAX 047-355-0911  
Email：machi@city.urayasu.lg.jp